

一時預かり事業を実施しています

一時預かり(一時的保育)事業

保護者の労働、病気等により、家庭での保育が困難となる場合に、一時的に小学校就学前のお子さんを保育園で預かりする事業です。

対象児童

市内に住所を有する、生後57日から小学校に入学するまでの、保育園・認定こども園・小規模保育事業所に入っていないお子さん。

利用要件

- 1 保護者の就労形態(労働、職業訓練、就学)等により、断続的に家庭での保育が困難となる場合 (原則として週3日まで、月14日以内)
- 2 保護者の病気や出産、入院、冠婚葬祭等により、緊急・一時的に家庭での保育が困難となる場合 (原則として休業日を除き月14日以内)
- 3 育児に伴う心理的・肉体的負担の解消等、育児負担の軽減により、一時的に保育を必要とする場合

保育時間

平日 午前8時30分から午後4時まで
土曜日 午前8時30分から正午まで

時間外利用

保護者の労働時間等により、必要に応じて時間外利用をすることができます。

平日 午後4時から午後6時(最長利用時間)までの間
土曜日 時間外利用はありません

休業日

日曜日、国民の祝日、年末年始

利用料

4月1日の年齢	利用料 (1人1日あたり)	時間外利用料
3歳未満児	2,500円	80円
3歳児	1,300円	
4歳以上児	1,100円	
生活保護世帯及び前年度市民税非課税世帯で母子世帯・父子世帯・在宅障害児(者)のいる世帯に属するお子さんについては、利用料のみ無料です。		

※ただし、時間外利用(午後4時から午後6時まで)については、全ての世帯に間食費等の実費相当額として、別途1人1日あたり80円(時間外利用料)がかかります。

- 1 利用料は、月末に上表の日額に利用日数をかけて算出し、月額を決定します。

- 2 この表の「3歳」及び「4歳」とは、一時預かり事業の利用をした日の属する年度の4月1日現在の年齢で適用します。
- 3 同一世帯から2人以上のお子さんが利用する場合であっても、利用料金の軽減はされません。

利用方法

利用登録申し込みは、一時預かり事業の実施保育園毎に受け付けています。

先着順ではありません。 早朝時間は、他のお子さんの欠席連絡等もあり、電話がつながりにくい場合があります。お手数ですが、緊急なご用件以外は早朝時間を避けて電話をおかけください。

- 1 「一時預かり事業利用申込書」に必要事項を記入のうえ、希望する実施保育園(以下「希望保育園」という。)にご提出ください。また、お子さんの健康状態等の確認をさせていただくため、申し込みの際に、お子さんの面接が必要です。
- 2 一時預かり事業を必要とする月の前月の初日(1日が土曜日、日曜日の場合は、翌月曜日)から5日の間に、電話で希望保育園に利用したい日の仮予約を行います。その際に利用目的もお伝えください。

電話の受付は、5日間とも午前9時からです。先着順ではありませんので、ご連絡いただく時間の分散に、ご協力いただきますようお願いいたします。

- 3 仮予約の提出期限後に、調整をした後、改めて決定内容を連絡します。(申込み状況によっては、全ての方を受け入れできない場合もありますので、ご理解ください。)

※受入れに際し、準備等もありますので、予約を取消しする場合は、なるべく早く保育園に連絡してください。

実施保育園

保育園名	住所	電話番号 市外局番(0533)	実施時間 (月曜～土曜)
牛久保保育園	塔ノ木町1丁目45-1	86-3247	平日 8:30～16:00 土曜 8:30～12:00
御油保育園	御油町河原畑26-25	87-2068	
金沢保育園	金沢町金山3-1	93-4624	
長沢保育園	長沢町午新134-1	88-3482	
御津西部保育園	御津町大草大森96	75-5710	
小坂井北保育園	伊奈町南山新田144-1	72-4921	時間外利用 平日 16:00～18:00 土曜 ありません
諏訪保育園	諏訪3丁目118	86-4813	
八幡保育園	八幡町弥五郎96	84-8626	
豊川保育園	大崎町下金居場55	86-0221	
光輝保育園	光輝町2丁目54	85-1312	
ひかり保育園	金屋本町2丁目54	84-3599	
恵の実保育園	市田町原山97.98	65-9803	

☺ 緊急時の利用等、詳しいことは各実施保育園又は市役所保育課保育係(89-2274)へお問い合わせください。